

令和5年度補正予算編成方針のポイント

新おおいた創造・発展枠の設定

20億円 (④ 20億円)

補正予算では、

- 1 誰もが安心して住み続けたい大分県づくり「安心元気」
- 2 知恵と努力が報われる、誰もが訪れたいと思う大分県づくり「未来創造」
- 3 多様性を受け入れ、支援が必要な人に寄り添う大分県づくり「共生社会」

を基本理念として、市町村や各種団体など多様な主体と積極的に協力し、地方創生を更に前進させる必要がある。

こうした考え方の下、基本理念の実現にふさわしい新規政策の立案に向けて、各部署の要求枠とは別に20億円の予算特別枠を設定。

【主な要求の枠組み】

区 分	要 求 基 準
新おおいた 創造・発展枠	20億円 新しい3つの基本理念の実現にふさわしい新規事業
政 策 予 算	令和5年度当初+補正予算で4年度当初予算額の範囲内 ※事務事業評価結果反映分（C：5割、D：全額）及び事務事業の見直しにおける決算乖離を踏まえた是正額を減算し付与
公 共 事 業	令和5年度の国の内示を踏まえた年間所要見込額
一般国庫補助事 業・単独事業	令和5年度当初+補正予算で4年度当初予算額の範囲内

令和5年度補正予算編成方針

本年は、新たな体制で臨むスタートの年であり、これまでの県政を継続しつつも更に発展させながら、時代の変化を読み、新しい視点を織り込んだ大分県づくりを進めていかなければならない。

そのためには、

- 1 誰もが安心して住み続けたい大分県づくり「安心元気」
- 2 知恵と努力が報われる、誰もが訪れたいと思う大分県づくり「未来創造」
- 3 多様性を受け入れ、支援が必要な人に寄り添う大分県づくり「共生社会」

を基本理念として、市町村や各種団体など多様な主体と積極的に協力し、地方創生を更に前進させる必要がある。

こうした考え方の下、補正予算の編成に当たっては、基本理念の実現にふさわしい新規政策の立案に向けて、予算特別枠を設けるとともに、厳しい財政環境の中、持続可能な財政基盤を堅持していくため、財源の重点的かつ効率的な配分に努める方針であり、その要領は次のとおりとする。

第一 全般的事項

当初予算では、義務的経費、経常的経費及び継続事業を主体に計上していることから、補正予算では、政策的経費の新規事業を中心に編成することとする。

補正予算は、限られた期間及び人員の中で編成し、執行することから、事業構築に当たっては、庁内はもとより、市町村や関係団体と事前に十分協議するとともに、既決予算の執行も考慮し、事業の発現効果にも留意すること。

なお、補正予算の編成においても、予算要求の概要を公表することとしている。

第二 歳入に関する事項

1 県税

地方財政計画、経済情勢の推移、特に法人関係税や地方消

費税の動向に留意の上、改めて年間徴収見込額を算定すること。

2 地方交付税

県税収入の動向に留意の上、年間見込額を算定すること。

3 国庫支出金

国の動向を十分に把握し、活用可能なものについては精査し、計上すること。

4 使用料及び手数料

受益者負担を原則とし、今回補正計上分については歳出に見合う収入見込額を計上すること。

5 基金繰入金

各種基金については、基金所管部と調整のうえ部局間連携を図り幅広く活用するとともに、国の交付金による基金については、その有効活用に努めること。

6 県債

残高に留意のうえ、有利な県債の活用に努めること。

第三 歳出に関する事項

予算要求は、部局ごとに令和5年度当初予算と合算し、原則として4年度当初予算額（一般財源等ベース、以下同じ）に対し、次に示す基準の範囲内で要求すること。

1 政策的経費

(1) 新おおいた創造・発展枠（予算特別枠）

各部局の要求枠とは別に、20億円の特別枠を設けるので、前述の基本理念に則って、創意工夫をこらした新規事業を積極的に要求すること。なお、実質的継続となる事業は対象としないので留意すること。

(2) 政策予算（非投資）

4年度当初予算額から事務事業評価結果反映分（C：5割、D：全額）及び事務事業の見直しに基づく是正額、2年度予算特別枠の整理分（別途指示するものを除く）、特殊要因分（シーリング対象外経費、以下同じ）を控除した後、事務事業評価反映分を踏まえた特殊要因分を加算した範囲内とする。

(3) 投資的予算

① 公共事業

国の内示を踏まえた所要見込額を要求すること。

なお、災害復旧及び災害関連事業については、年間所要額を要求すること。

② 一般国庫補助事業及び単独事業

4年度当初予算額（地方負担額ベース）の範囲内で要求すること。

2 経常的経費

管理予算及び部局枠予算については、当初予算において年間所要額を計上しているので、原則として補正は行わない。

3 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定に当たっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

一般会計に準じて要求すること。